

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を  
令和3年4月15日（木）まで延長します

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○ 申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	

○ 振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

（参考）[確定申告会場への来場を検討されている方へ](#)

また、申告や相談に当たっては、ご自宅等からも e-Tax や電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

# 令和2年分 山林所得の申告のしかた(記載例)

## はじめに

- 確定申告書には、申告書Aと申告書Bがありますが、山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表(分離課税用)」の申告書用紙で行います。  
この場合、山林所得の金額の計算は、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」で行います。
- この冊子は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)と併せてご覧ください。
- 令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和3年2月16日(火)から同年3月15日(月)までです。なお、還付申告書は、令和3年2月15日(月)以前でも提出できます。
  - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。(郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告期限(令和3年3月15日(月))内となるよう、お早めにご送付ください。)
  - ・ また、e-Taxソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
  - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、一部の税務署では、2月21日と2月28日に限り日曜日でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 平成30年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和2年分の消費税の課税事業者に該当します。
  - ・ 平成30年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、令和2年分の消費税の課税事業者に該当します。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。この場合、令和3年3月31日(水)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税を行う必要があります。消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。また、令和2年4月に消費税法等の一部が改正され、「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除制度の適正化」等の改正が行われました。詳しくは、国税庁ホームページの『消費税法改正のお知らせ(令和2年4月)』をご覧ください。

## 目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「山林所得のあらまし」などを掲載しています。(ページ)
  - (1) 確定申告書の記載手順…………… 2～3
  - (2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース…………… 4～13
  - (3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース…………… 14～15
  - (4) 【参考1】令和2年分 山林所得のあらまし…………… 16～21
  - (5) 【参考2】山林所得に対する所得税の税額表など…………… 22～23

## ⚠ 基礎控除が変わりました！！ ～申告書第一表の「㊦基礎控除」欄の記載にご注意ください～

令和2年分の確定申告から、控除額が10万円引き上げられ、48万円になりました。  
なお、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて次の表のとおり控除額が変わります。  
ただし、合計所得金額が2,500万円を超える方は、控除を受けられません。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

「合計所得金額」については、  
7ページをご覧ください。